

第2節 中高層建築物火災対策

1 事前対策

市域内の中高層建築物等の都市型火災防火対策及び消火活動等について定め、火災による被害の軽減を図ることを目的とする。

(1) 実態把握

消防隊等は、災害発生時に円滑な消防活動を行うため警防調査を実施し、これらの施設の実態を把握しておくものとする。

(2) 事前対策

警備課長及び分署長は、防火管理者等と協議のうえ火災防御計画を策定し、計画が有効、適切に活用されるよう努めるものとする。

2 救助・救急活動

救助、救急活動については、第11章「救助・救急対策」を準用するほか次による。

(1) 避難誘導

ア 携帯マイクを活用し、安全に避難できる出入口地点まで誘導する。

イ 避難誘導は、地上を原則とする。中高層建築物でやむを得ないときは屋上へ誘導する。

ウ 防火戸、シャッター等の閉鎖は、避難者の有無を確認して行う。

エ 排煙、排熱活動を同時に実施する。

オ 他の建築物又は施設との間に連絡通路がある場合は、その活用を図る。

カ 避難者は、理性が混乱しているので、安心感を与えて誘導する。

(2) 救助要領

ア 要救助者を発見したときは、直近又は安全な出入口から地上へ救出する。

イ 自力脱出可能な者は、援護注水により避難路を確保して地上まで誘導する。

ウ 要救助者多数のときは、要救助者全員を、一旦付近の安全な場所まで救出し、その後、順次地上まで救出する。

エ 自隊の救助器具のほか、地形、地物の活用を図る。

オ 状況により十分な照明を行い、安全を確保する。

3 応急対策

中高層建築物における現場活動は、建物の業態、構造形態により差異があるので、防御計画に基づいて活動する。

(1) 現場指揮本部等の設置場所

現場指揮本部は、防御計画に定める所定の場所に設置する。

(2) 警戒区域の設定

警戒区域の設定にあたっては、緊急車の通行路及び活動現場の確保、交通規制、工作物又は窓ガラスの落下危険等の災害状況を総合的に判断して早期に設定する。

(3) 消防隊の進入

建物内への進入は、出火上層階を優先し、次いで出火下層階とする。ただし、火災の状況から内部進入して一挙鎮圧できると判断したときは出火階とする。

(4) 消防用設備等の活用

中高層建築物に設置されている消防用設備等を最大限活用する。

(5) 情報収集

情報収集担当者は、状況把握のため関係者から必要な事項を可能な範囲で収集する。

(6) 人命救助、検索

人命救助、検索活動は、援護注水態勢を整えながら、相互連携のもとに実施する。

(7) 避難誘導

避難誘導に当たっては、避難施設を最大に活用し、火点階、火点直上階、その他の階の順に実施する。また、二次災害防止に留意する。

(8) 排煙、排熱活動

排煙、排熱活動は、窓、階段口、エレベーターシュート、出入口等を開放することが効果的であるが、この場合、濃煙、高熱の流動、上層階及び隣接建物への延焼危険、上層階の人的危険を考慮し、次の要領で実施する。

ア 窓、出入口を開放するかガラスを破壊して水平又は垂直排煙を行う。

イ 排煙機を活用するほか、噴霧注水、高発泡によって強制排除する。

ウ 排煙設備の活用

建物に設置されている排煙設備については、その機能が働いているか否かを確認し、未作動のものについては起動措置を構ずる。

(9) 消火活動

水利部署及び防御部署については、防御計画に定める部署位置を原則とする。

(10) 水損防止

火点直下階がコンピュータ等、水損により著しい被害を生ずる施設である場合は、水損防止の措置を講じた後、水損防止対策用ノズルをもって注水し、必要最少限度の注水にとどめる。また、火点室に固定消火設備が設置されている場合は、当該設備を有効に活用する。

(11) 群衆の整理

現場活動の円滑を図るため、一般車両等の排除、群衆整理について、所轄警察署に協力を要請する。

(12) 接続建物への延焼防止等

他の建物、施設、地下等の連絡通路に消防隊を配備し、防火シャッター等の開閉を確認して、濃煙、熱気の流入及び延焼防止を行う。